

## 宿毛市余裕期間設定工事に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宿毛市が発注する建設工事において、工期に余裕期間を設定する工事（受注者が一定の期間内で工事開始日を選択でき、かつ、このことが書面により手続上明確になっている工事をいう。以下「余裕期間設定工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において余裕期間設定工事とは、技術者等の確保が困難となる恐れのある工事等で、余裕期間を設定することにより、入札の不調・不落の解消が期待できる工事を対象とし、発注者が指定したものをいう。

(工事開始日及び工事着手日)

第3条 工事開始日の設定は、次のいずれかの方式とし、発注者において定める。

(1) 発注者選択方式 発注者が工事開始日を指定する方式をいう。

(2) 任意選択方式 発注者が設定した余裕期間（工期の始期日から工事開始日期限までの期間）の範囲内で、受注者が工事開始日を選択する方式をいう。

2 工事開始日又は余裕期間は、工事請負契約日の翌日から起算して60日程度とし、発注者は入札公告等においてその旨を明示しなければならない。この場合において、明示する内容の例は、第9条に定めるとおりとする。

3 任意選択方式の場合において、受注者は、契約締結までに工事開始日を定め、工事開始日通知書（別紙1）により発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、特別の事情がない限り、発注者が指定した工事開始日又は前項の規定により発注者に通知した工事開始日から30日以内に工事に着手し、着手届を提出しなければならない。

(工期の設定)

第4条 発注者が指定した工事開始日又は受注者が定めた工事開始日から工期の終期日までの期間においては、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期）を確保することを原則とする。

(前金払の請求)

第5条 対象工事の前払金については、工事開始日までは請求することができない。

(工事開始日前の現場管理等)

第6条 契約日から工事開始日までの間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 契約締結日から工事開始日までの間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の配置)

第7条 契約締結日から工事開始日までの期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理（主任）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(入札公告等における記載方法)

第9条 余裕期間設定工事を実施する場合は、特記仕様書及び入札公告又は指名通知書に以下の内容を記載することとする。

第〇条 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定する。

(1) 余裕期間は、60日とする。 ← ※任意選択方式の場合

工事開始日は、令和〇年〇月〇日とする。 ← ※発注者指定方式の場合

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

(2) 受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。 ← ※任意選択方式の場合

(3) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。

(4) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(5) その他取扱いについては、「宿毛市余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

附 則

この訓令は、令和元年 8月 15日から施行する。